

大府市ウェブサイトバナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 大府市ウェブサイト（以下「市ウェブサイト」という。）にバナー広告（以下「広告」という。）を掲載するにあたり、その広告の表現等について、大府市有料広告掲載要綱に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティ等（以下「ページデザイン等」という。）を保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだ広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（選択できるように見えるもの）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(画像の点滅、切り替わりの禁止)

第3条 アニメーションGIF等を使用した画像の点滅、切り替わりは、利用者に不快感を与えるおそれや、ページデザイン等の保持を損なうおそれがあるため、禁止とする。

(市ウェブサイトとの区別)

第4条 次の表現については、利用者が市ウェブサイトのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 市ウェブサイトと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 利用者が大府市の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(ALT属性)

第7条 ALT属性は「広告：広告主の名称」としなければならない。

附 則

このガイドラインは平成23年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは令和2年12月1日から施行する。